

7 第8期市町村介護保険事業計画策定に係る市町村ヒアリングについて

【趣旨】

市町村は、介護保険事業計画を作成・変更するにあたり、あらかじめ県の意見を聴かなければならないこととなっており、また、県は、市町村の計画作成上の技術的事項について必要な助言を行うことにより、広域的調整を図る役割を有している。(介護保険法第117条第12項及び第119条第1項)

【実施方法等】

(1) 集团的個別指導(実施要綱第4条第1項)第8期介護保険事業計画第1回ヒアリング

- ①実施日 令和2年10月28日～29日(奄美大島・喜界 1市3町2村, 沖永良部2町, 与論町), 令和2年11月11日(徳之島3町)
- ②実施方法 市町村が作成した調書等をもとに、市町村毎に第8介護保険事業計画策定, 地域支援事業及び認知症施策等のヒアリングを行い、取組状況の把握や助言等を行う。
- ③参加者 12市町村, 県高齢者生き生き推進課(介護保険室)職員, 大島支庁健康企画課健康増進係及び地域保健福祉課介護指導係職員
- ④結果 高齢者実態調査等の結果や国が示す基本指針を踏まえた策定に取り組まれてはいるが、地域課題や見える化システムを活用しての検討・分析が不十分で介護需要の傾向が不明確な保険者があった。
助言すべき内容や情報提供できるデータ等を提示して支援を行った。
ヒアリングに合わせて、希望する市町村に対しては、本課が「初任者向け地域包括ケア「見える化」システム基本操作講習会」を実施し、積極的見える化システムの活用に向けた支援を行った。

(2) 一般指導(実施要綱第4条第2項)

- ①実施日 令和2年12月3日(喜界町)
令和2年12月16日(与論町)* 合同指導
- ②実施方法 第1回ヒアリングの結果、引き続き取組状況の把握や助言等が必要となる2町を選定し、直接訪問の上、ヒアリングを行う。
必要に応じて、当該自治体の首長に対し、保険料とサービス量との関係や地域包括ケアの体制づくり等を十分理解してもらえるよう説明を行う。
- ③参加者 喜界町, 与論町, 県高齢者生き生き推進課(介護保険室)職員, 大島支庁健康企画課健康増進係及び地域保健福祉課介護指導係職員
- ④結果 喜界町については、令和2年度保険者機能強化推進交付金の評価結果や介護給付費適正化の計画の進捗状況等の聞き取り調査を行い、第1回ヒアリングで進んでいない分野やヒアリング出来なかった分野について助言等を行った。
与論町については合同指導として実施。保険者が感じている介護保険の課題について事前に把握した上で、サービス見込量の算出の根拠を明確にして、第8期計画の町の方針を確認することが出来た。
なお、他市町村については、電話や書面での進捗管理及び保険者で実施されている策定委員会等に参加する機会を捉えて助言支援を行った。

【市町村の状況】

市町村は、市町村介護保険事業計画策定委員会等を設置し、3～5回開催している。主な内容は、今期計画の進捗状況報告や高齢者実態調査結果等から現状と課題の説明、第8期計画の素案や保険料についての意見となっている。

また、10市町村が、被保険者としての地域住民の意見を反映するためパブリックコメントを実施している。
年度末には、全市町村で第8期計画が策定される予定である。

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を作成している。
(第7期:平成30~32(令和2)年度 第8期:令和3~5年度)

国の基本指針(法第116条) (7期指針:平成30年3月厚生労働省告示第57号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参考する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

現段階における、第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R元.7.23)

年月	市区町村	都道府県	国	
令和1年7月	計画作成のための調査分析・準備	連絡会議等で市町村へ情報提供	各種調査等に関する説明会	
8月	調査内容を検討し、調査を実施 ※調査にあたって、課題や検討事項を整理することで、何を把握すべきかも整理。	市町村へ情報提供	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の開始時期を連絡	
9月				
10月				
11月				
12月	調査結果、サービス給付実績等を分析・考察	(随時) 都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催(病床の機能の分化及び連携に伴い生じる介護ニーズ対応)		
令和2年1月	計画に盛り込む内容を検討	連絡会議等で市町村へ情報提供	課長会議(第8期計画に関する基本的考え方を提示)	
2月		介護療養病床・医療療養病床の転換意向調査を実施 結果を市町村に提供	推計ツール暫定版の説明会	
3月			連絡会議等で市町村へ情報提供	課長会議(基本指針案の提示)
4月				推計ツール確定版リリース
5月	サービス見込量等の設定作業開始	サービス見込み量の仮設定		
6月	サービス見込量の設定作業			
7月	サービス見込量、保険料の仮設定			
8月	都道府県との調整 見える化システムで見込量と保険料を報告(~3月)	国との調整 市町村の広域調整	都道府県との調整	
9月			報酬改定率等の係数を設定	
令和3年1月	介護保険事業計画を議会に報告 介護保険条例の改正	介護保険事業支援計画を議会に報告		
2月				
3月				
4月	第8期介護保険事業計画スタート			